

「第 10 次仙台市交通安全計画中間案」に対するご意見と本市の考え方

意見 No.	ご意見(要旨)	本市の考え方
全体 に関する意見 (1件)		
1	<p>仙台市の計画に書いていることが国と宮城県の計画に載っているのでは、わざわざ仙台市が計画を作る必要はないのではないか。作った場合何がかわるのか。作る意味がわからない。</p>	<p>交通安全対策基本法第 26 条では、市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づいて市町村交通安全計画を作成するよう努めることとなっております。また、交通事故が県内の約半数を占めるなど、仙台市内の交通事故の状況を踏まえた対策が必要と考え、仙台市が平成 32 年度までに着実に実施していく取組みを計画として取りまとめたものです。</p>
はじめに に関する意見 (1件)		
2	<p>半世紀以上にわたる交通安全運動により、着実に交通事故を減らしてきた。その活動は市民協働の先駆けとなるものである。一方その担い手が高齢化し、未来への継続が課題であり、幅広い世代の参画が望まれると記載した方がよい。</p>	<p>頂いたご意見は、「第 3 章交通安全のために推進すべき対策」に盛り込むのが適切と考え、第 3 章第 2 節 1 (2) [P11] に幅広い世代の参画について追記します。</p>
第 1 章 計画の基本的な考え方 に関する意見 (0件)		
第 2 章 仙台市の交通事故の状況と目標 に関する意見 (2件)		
3	<p>生活道路や交差点での事故が多いことについて述べなくて良いか。</p>	<p>生活道路に関する事故統計が無く、第 2 章には記載を見送りましたが、ご指摘の通り生活道路や交差点での事故が多いことは認識しております。これを踏まえ、第 3 章第 2 節 2 (1) ア) [P13] において、「生活道路や交差点など」に修正し、交差点も含めた交通安全対策を推進してまいります。</p>

意見 No.	ご意見(要旨)	本市の考え方
4	「平成 32 年までに年間の 24 時間死者数を、政令市移行後における本市の交通事故死者数の最小値を下回る 17 人以下とする」について、平成 32 年が 17 人以下という目標なのか。計画期間の各年が 17 人以下なのか。	交通事故による 24 時間死者数については、平成 32 年までの間に年間 17 人以下とする目標としております。
第 3 章 交通安全のために推進すべき対策 に関する意見 (15 件)		
5	交通事故が発生した場所に具体的な内容を示した標識を立てるべき。	ご提案の交通事故発生状況の周知は、さらなる交通事故の減少を図るために効果的と考えますが、道路管理や交通管理上、設置には課題があることから、第 3 章第 2 節 1(3)オ) [P13] において各種広報媒体の活用も含め、効果的な広報等を検討してまいります。
6	最近高齢者でも運転する人が増えている。急な車線変更など、高齢者の運転する車がとても怖い。運転があやしい高齢者が事故を起こす前に免許を更新できないようにできないか。	平成 29 年 3 月に施行される改正道路交通法では、認知症リスクの高い高齢ドライバーに対する対策が強化されます。75 歳以上の運転免許更新時に義務づけられている認知機能検査の結果、認知症の恐れがあると判断された方やそれ以外の方でも一定の違反を行った方は、臨時適性検査を受ける必要があります。その結果、認知症と判断されれば運転免許の取消し又は停止処分を行うこととなります。
7	高齢者に対しては必要な交通ルール等の知識の習得のほか、運転適性の確認について記述した方がよいのではないか。	上記の内容について第 3 章第 2 節 1(3)イ) [P12] において広報啓発を図り、併せて第 3 章第 2 節 1(1)カ) [P10] において高齢運転者について安全運転の指導を行う講習会等の受講の促進を行うこととしております。
8	高齢者が暗くなってから外出する際には、反射するものや蛍光色の物を身につけるようにする必要がある。	第 3 章第 2 節 1(3)イ) [P12] において、特に高齢者の歩行者事故防止に効果が期待できる反射材用品や、自発光式ライト等について広報啓発を行うこととしております。

意見 No.	ご意見(要旨)	本市の考え方
9	幼児に対する交通安全教育の推進について、年1回仙台ひと・まち交流財団交通安全指導課が保育所を訪問して、交通ルールをわかりやすく楽しく指導している。このような取組みが他の地域の家庭等を対象にして実施できればと思う。	第3章第2節1(1)ア) [P9]において、紙芝居や視聴覚教材等を利用した通園時の安全な行動について、具体的で分かりやすい指導を行うこととしております。こうした交通安全教室について、より多くの保護者に参加していただけるよう、保育所等と取組みを進めてまいります。
10	安全で快適な自転車利用環境の整備については、自転車が車道を走ることへの不安があるので、早めに環境の創出をお願いしたい。	平成25年に策定した「杜の都の自転車プラン」に基づき、自転車利用環境の整備を着実に進めてまいります。
11	自転車が歩道を走っていい標識が無い所でも自転車が我が物顔で走っている。歩道を歩いているとよくビックリする。警察はなぜ何もしないのか。ちゃんと捕まえてほしい。	警察へのご意見については、随時宮城県警察に伝え、連携の強化を図っております。また、第3章第2節1(2) [P11]、及び第3章第2節2(3)ア) [P14]において、自転車の走行空間を整備しながら、関係機関・団体等と協働で自転車の安全利用を推進してまいります。
12	警察はもっと指導を徹底してほしい。自転車の逆走にはもっと注意してほしい。	
13	高齢者の事故の多くが自宅近くで発生していることについて、その原因として多いのは何か。	高齢者も含めた歩行者の事故の多くが自宅近くで発生している傾向にあるため、第3章第2節2(1)ア) [P13]において、生活道路等の安全で快適な歩行空間を確保してまいります。併せて高齢者に対しても注意喚起の広報啓発を行ってまいります。
14	夏休みなど学校の長期休暇の後は休みの長さに応じて2、3日間連続で、交通指導隊が通学路で街頭指導すべきである。	いただいたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
15	横断歩道は下がって待つべき、と子供達に指導徹底すべきである。	
16	第3章において小中学生、高校生に対して、自転車に特化している意味(10代の自転車事故多い→これを減らす)を述べた方が説得力が増すのではないか。	第2章第1節(4)ウ) [P6]において、自転車の対歩行者事故で、当事者の年代別では20代以下によるものが約6割であると述べており、第3章第2節1(1)イ)、ウ)、エ) [P10]において事故の減少を図るための具体的な施策を掲載しております。

意見 No.	ご意見(要旨)	本市の考え方
17	高齢者、子供に対する交通安全教室については、交通指導隊が指導して内容の充実を図るべき。	第3章第2節1[P9]において、交通指導隊を含めた関係機関・団体等と連携し普及啓発活動を実施することとしており、第3章第2節1(1)[P9]においても、各世代に対応した、より効果的な内容となるよう努めてまいります。
18	特に自転車通学の中学生に対してはヘルメットの着用を促進すべきではないか。	第3章第2節1(3)ア)[P11]において、自転車通学者も含め、中学生のヘルメット着用を促進することとしております。
19	効果的な広報の実施について、SNSについても記載すべき。	第3章第2節1(3)オ)[P13]において、インターネットを活用した広報を行うこととしております。その一つの手法として、SNSを使つての周知・啓発について検討してまいります。